

審 査 基 準

令和7年3月10日作成

法令名	大規模地震対策特別措置法施行令
根拠条項	第12条第2項
処分の概要	警戒宣言が発せられる前における緊急輸送車両の確認
原権者	埼玉県知事もしくは、埼玉県公安委員会
法令の定め	大規模地震対策特別措置法施行規則第6条第1項、第2項
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	5日以内 ただし、執務が行われない県の休日（日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで）を除く。
申請先	警察署
問い合わせ先	警察本部交通部交通規制課規制実施係（048-832-0110） 又は、警察署の交通課
備考	受付時間は、午前9時から午後4時15分までの間。 ただし、執務が行われない県の休日（日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで）を除く。

別紙

(審査基準)

車両の使用者の申出を受けた埼玉県公安委員会は、当該車両が大規模地震対策特別措置法第 21 条第 2 項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、当該車両の使用目的が以下のいずれかを満たすこととなると認めるときは、確認をすることができる。

- 1 強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要な車両であること。
- 2 地震防災応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。
- 3 地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。
- 4 2 及び 3 以外の場合であって、地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両であること。